

令和3年

第2回 農業委員会総会（月例会）議案

令和3年2月8日

前橋市農業委員会

## 令和3年 第2回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年2月8日午後1時57分
- ・閉会日時 令和3年2月8日午後3時43分
- ・開催場所 JA前橋市本所2階大会議室

### ・出席委員（17人）

2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	17番 小堀 清
19番 澁澤 聖一	21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫
24番 江原 弘			

### ・欠席委員（7人）

1番 松田 智之	4番 平野 豊一	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
16番 星野 和幸	18番 関根 由彦	20番 青木 朱美	

### ・事務局出席者

事務局長 本間 達雄	局長補佐 瀬戸 浩	副主幹 内田 貴美	主任 井上 一則
主任 篠崎 菜穂子	主任 坂本 憲昭	主事 星野 晴香	主事 小池 雪乃
臨時職員 宮田 厚子			

### ・付議事件

- (1) 議案第7号 農地法の規定による許可の取消しについて（3条）
- (2) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第9号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (4) 議案第10号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第13号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

### ・協議事項

- (1) 令和3年度農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見について
- (2) 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- (3) 農用地利用集積促進事業奨励金の審査について

### ・報告事項

- (1) 農地法第3条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (5) 農地転用等の意見聴取の結果について



るとのことです。面接には譲受人と代理人が来られました。譲受人は、現在、A社の会長となり、余裕ができたとのこと。ほか2筆は、総社立石緑地公園北の農地です。親戚から賃借でき、自宅からも200mと近く幸いとのこと。譲受人は過去に農地を所有し、農業経営を行っていました。現況は、所有農地はありませんが、農家台帳に記載されています。農業経験は、譲受人が5年、世帯員は20年と記載されています。農業は、譲受人、その妻とアルバイトの3人で行うとのこと。作付けは、ダイコン、ネギ、ハウレンソウとハクサイを考えているとのこと。出荷先は、道の駅、直売場と自家消費を予定しているそうです。時間の余裕ができ、目の前に休耕地があるので農業を始めようと思ったとのこと。調査班としては、現在の意欲、時間的余裕、周囲に影響が少ないこと、経験等を考え許可相当と判断いたしました。

整理番号3条の4番から7番、現地・面接調査案内図23ページから49ページまでをご覧ください。申請地4筆のうち2筆は、嶺公園北の353号線の北へ約20m、1筆は、芳賀畜産団地の北へ約3km、1筆は、明和幼稚園の北東約1kmに位置しています。面接には譲受人が来られました。今までは借りてほしいと依頼され、相対で農地を借り、花き、野菜の農業経営を行っていたそうです。農業経験は、譲受本人と妻ともに約5年、妻の実家で2年余り手伝いをして学んだとのこと。作付けは、ネギ、ハクサイ、キュウリ、エダマメ、サトイモ、ススキ、パンパスとミズキ等を考えているそうです。出荷先は、JA、直売場を予定しているそうです。今後は今まで以上に、花き、野菜についての研修をし、本格的に農業に取り組み、規模拡大をして行きたいとのこと。調査班としては、現在の意欲、今後の取組、周囲からの信頼と経験を考え許可相当と判断いたしました。

整理番号3条の16番、現地・面接調査案内図50ページから66ページまでをご覧ください。申請地7筆は農用地区域内の農地です。面接には、代理人が来られました。地元の農家に借りてほしいと依頼され、農地を借りることになったそうです。譲受社会福祉法人は、知的障害のある人達が通所されています。毎日の活動の中で米や野菜の栽培を通じて、地域で自立した生活が送れるように支援しており、そのためにたくさんの農地が必要になるそうです。作付けは地域に則し、季節も考慮して、タマネギ、エダマメ等々を決めているそうです。出荷先は、JA、卸売会社を予定しているとのこと。年間売上は約2,000万円で、通所者44人に工賃として支払っているそうです。今後も、規模拡大をして行きたいとのこと。調査班としては、現在の地域の要望、今後の取組、周囲からの信頼と経験を考え、許可相当と判断いたしました。

整理番号3条の18番、現地・面接調査案内図67ページから87ページまでをご覧ください。申請地は、国分寺跡の駐車場から南西の道向かいの農地です。面接には譲受法人の方が来られました。C社の代表取締役3代目です。平成16年までは家族経営をしていましたが、平成16年12月に法人化し、若者の就農に力を入れ、現在の正規雇用者は15人、平均年齢25歳だそうです。小諸市と御代田町に自作地約2ヘクタールと借入地約2ヘクタール、田70アール、畑336アールを耕作しているそうです。役員3人は農業経験約15年、従業員22人は農業経験6年だそうです。現在の作付けは、レタス、キャベツ、ハクサイ、ネギで年間売上高は約2億円とのこと。農業経営拡大と冬の営農をしたいという希望を持って探していたところ、ちょうど酪農の解散を聞き、交渉の結果、借りられることになったそうです。高崎市に2階建て一軒家を借り、約8人が常駐するそうです。通作距離は1km、通作時間は5分程度で、小諸市の事務所からは約1時間の距離とのこと。レタス、キャベツ、ハクサイ、ネギの栽培を考えており、出荷先は、つるや等のスーパー、ほかに加工と外食店を予定しているとのこと。調査班としては、現在の意欲、今後の経営拡大の取組、周囲への影響が少ないこと、豊富な農業経験を考え、許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

19番委員

整理番号4番、6番の契約内容は使用貸借ですので、無料ですね。



井上主任  
議 長 ◇ (議案書・順次、地目、面積、変更内容、契約内容、転用目的を朗読、説明)  
以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇ (意見、質問等なし)  
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を承認  
とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇ (挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第10号・農地法の規定による許可後の計画変更申請(5  
条許可)については、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。  
次に、議案第11号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から  
6番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主任 ◇ (議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明)  
整理番号1番、2番は、開発許可未了のため保留としてご審議をお願いします。  
以上、整理番号3番から6番までは農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可  
要件の全てを満たしております。

議 長 なお、整理番号6番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報  
告をお願いします。

23番委員  
(3班班長) 整理番号4条の6番、現地・面接調査案内図88ページから96ページまでをご覧ください。申請地は、ぐんまフラワーパークから北東約1.3km、宮城千本桜から南南西約  
0.5kmに位置する農用地区域内にある農地です。面接には代理人が来られました。申  
請人は高齢で当該農地は荒廃しており、このままですと借手がないとのこと。農地  
に復元できれば借りたいとの希望がありましたので、農地改良をして希望者B法人に貸す  
とのこと。土砂は館林市から2時間半かけて、10トン車で1日約30台運び、約1  
0か月かかる予定とのこと。誘導員も適宜配置し、付近に被害がでないように十分に  
注意を払うとのこと。農地改良後、借手B法人はキャベツ、ブルーベリー等の作付け  
を予定しているそうです。調査班としては、現況等を考え、土砂搬入の経験もあり、農地  
改良の取組み等もしっかりしており、付近に被害がでないよう十分に注意して行うとい  
うことを考え許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご  
質問をお願いします。

6番委員 整理番号6番の地目は、田6,756㎡、畑9,773㎡ですが、農地改良後は全て畑  
として使うのですか。また、何枚くらいになる予定ですか。

井上主任 農地改良後は畑として使い、露地野菜、ブルーベリーを植えるとのこと。借手B法  
人は、農地所有適格法人であることを栃木県下野市の農業委員会に確認いたしました。面  
積は広いですが、1枚で仕上げる話をされていました。

議 長 現地案内図95ページの航空写真に白線の内側に建物が出ていますが。  
井上主任 所有者の自宅が隣接しています。一番西の1棟は壊されていました。  
議 長 わかりました。

17番委員 土砂を運ぶ10トン車トラックが、どこから出入りするの心配でしたので伺いまし  
た。北側から搬入する道を作るかどうか検討中とのことでした。また、道路が高いため雨  
の日は鉄板を敷きますと滑るので、よく考えながら行うとのことでした。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2  
番を保留とし、整理番号3番から6番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めま  
す。

議 長 ◇ (挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第11号・農地法第4条の規定による許可申請につい  
ては、整理番号1番、2番を保留とし、整理番号3番から6番までを許可とすることに決定  
いたします。  
なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の

意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第12号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から26番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主任

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明）

整理番号1番、2番、18番は、書類不備のため保留としてご審議をお願いします。

整理番号26番については、3条申請と関連があるため後に説明いたします。

以上、整理番号3番から17番まで、19番から25番までは農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

17番委員

整理番号22番に始末書添付と記載されていますが、建物は、まだ建っていないですね。

井上主任

そうです。

17番委員

なぜ始末書が添付されているのですか。

井上主任

申請地に昭和40年頃から貯蔵庫が置いてあるため、始末書が添付されています。

17番委員

わかりました。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番、18番を保留とし、26番は3条申請と関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号3番から17番まで、19番から25番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第12号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番、2番、18番を保留とし、26番は3条申請と関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号3番から17番まで、19番から25番までを許可とすることに決定いたします。

それでは、審議を保留にしました農地法第3条の整理番号23番、24番、農地法第5条の整理番号26番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

小池主事

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

以上、整理番号23番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。整理番号24番は、事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。

井上主任

◇（議案書、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明）

以上、整理番号26番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長

なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

23番委員

整理番号3条23番、24番、現地・面接調査案内図97ページから114ページまでをご覧ください。申請地は、ぐんまフラワーパークから東約2.5kmに位置し、北側は畑、東側は山林、南側は畑、西側は宅地に囲まれた、農用地区域内にある農地です。面接には譲受法人各1人と代理人1人の合計3人が来られました。整理番号23番の譲受法人は茨城県に拠点を置き、発電施設下部の営農事業に尽力し、特にミョウガ栽培に実績があり、農業従事者4人だそうです。今後も経営地拡張を図りたいとのこと。作付けは3月から土作りをし、4月に植え込み、翌年9月中旬に収穫できるそうです。その間にワラやモミを入れ、遮光ネットを掛けたりするそうです。出荷先は、大田市場、サンアグリを予定しているとのこと。年間売上金額は85万円、農業従事者2人を予定しているそうです。調査班としては、現在の意欲、経営拡張意欲、周囲に影響が少ないこと、経験実績を考え許可相当と判断いたしました。

（3班班長）

整理番号5条の26番、現地・面接調査案内図115ページから135ページまでをご覧ください。申請地は、先ほどの説明と同じです。面接には譲受法人2人と代理人1人の

合計3人で来られました。譲受法人は東京に拠点を置き、関東近郊を中心に発電事業の企画販売を行う主旨にて昨年会社を設立しました。今回、申請地の事業を引き継ぎ、自社運営による発電事業の維持管理を行いながら、今後の事業運営のモデルケースとなるよう所有者、営農事業者と協力し、優良農地の保全に努めるとのことです。令和2年2月17日許可されD設計が設置した営農型太陽光設備を令和2年11月末から継承しているとのことです。調査班としては、現在の意欲、経営拡張意欲、周囲に影響が少ないので、許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の23番、24番、農地法第5条の整理番号26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長

◇（挙手）

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号23番、24番、農地法第5条の整理番号26番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第13号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。

篠崎主任

◇（議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明）

買い手は購入予定の農地付近に経営農地がある認定農業者で、効率的な農用地利用が期待できます。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見・質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第13号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第13号、農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。

次に協議事項（1）令和3年度農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

坂本主任

◇（資料説明）

NO1 担い手への農地利用集積・集約

NO2 遊休農地の解消対策

NO3 担い手への育成・確保

NO4 群馬県中山間地域等直接支払交付金における特認地域指定の追加について

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

6番委員

NO4について、「自然的条件は特に差がないのになぜ粕川地区、大胡地区及び芳賀地区が指定されていないか。」と記載したほうがよいのではないのでしょうか。傍から見た条件的には変わりのない地域です。また、過疎化や高齢化が進むのは、条件的には同じだと思いますので、補正したらいかがでしょうか。

本間局長

文言につきましては、ご指摘を踏まえ、追加してわかりやすくしたいと思います。

内田副主幹

中山間地域の直接交付金の基準は、今の群馬県の基準に基づいたものです。群馬県の特認地域の基準の中で農林統計上の中山間地域という項目が付いており、これについては、前橋市内では、富士見地区、宮城地区となっています。基準の見直し、緩和についてお願いしたいと思っています。

15番委員

この意見はどのような流れになるのですか。説明をお願いします。

坂本主任

今回の総会で承認された意見について、県農業会議で各市町村から提出された意見を集約し、県に提出されます。前橋市の意見がそのまま全て県知事に提出されるわけ

ではありません。この項目が採用されるかどうかは県農業会議の事務局が決めます。

議 長 常設審議会の中で各意見が集まり、そこで検討したうえでの提出になります。

1 5 番委員 是非この意見を入れていただきたいと思います。

1 7 番委員 N01 に大区画化に向けた農地改良等により担い手が借りやすくなるような優遇措置の検討をお願いしたいとありますが説明をお願いします。

坂本主任 小さい農地を、区画整理をして大きくしていただきたいということです。

1 7 番委員 約30年前に区画整理されましたが、大区画に集約できない土地、傾斜地、小さな土地が残っています。

議 長 できない地区もありますが、一地域だけでなく、市の全体的な大区画化に向けての意見です。狭小農地、形の悪い農地を1枚にして、少しでも利用できるようにしたいとの意見です。

1 7 番委員 状況に応じた意見を皆さんで検討できないか、考えていただけないでしょうか。

1 5 番委員 山間地の凄いところでも高付加価値がある物を作り、上手く利用すれば、何か先が見えてくるのではないかと考えています。できれば大勢の中でなく中山間地域の人達、会長、若い方達にも参加していただき、希望が持てるような方法などの意見交換等を行ってゆけば、少しでも明かりが見えてくるのではないのでしょうか。何かできるのではないかと思います。

2 2 番委員 アンケート調査、地区別の意見等を集約しての意見だと思います。

坂本主任 大区画については、できない地区もありますが、皆さんの意見をなるべく取り入れた意見です。

1 7 番委員 山間地域の方達だけの意見ではなく、皆さんにも、もっと考えていただきたい。15番委員の意見のように話し合いができる場をできるだけ多く作っていただきたい。

1 9 番委員 17番委員は、大区画化に向けた改良もよいが、傾斜地に合った農業もないかを考えて欲しいということです。

議 長 大区画という文言については、全体の地域には当てはまらないかもしれませんが、自分達の地域に合ったプランがあれば、そういう場所を設けて前向きに考えていけばよいのではないのでしょうか。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和3年度農地の利用最適化の推進施策等に関する意見について原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長 賛成多数でありますので、協議事項(1)令和3年度農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見については、原案を承認といたします。

次に、協議事項(2)農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

内田副主幹 ◇(資料説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、協議事項(2)農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、協議事項(3)農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

星野主事 ◇(資料説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、原案のとおり決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、協議事項(3)農用地利用集積促進事業奨励金の審査については、原案のとおり決定といたします。

次に、40ページから58ページまでの報告事項ですが、報告事項(1)から(5)までの内容は、

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| (1) 法第3条の届出書の受理状況          | 3件  |
| (2) 法第4条の届出書の受理状況          | 1件  |
| (3) 法第5条の届出書の受理状況          | 14件 |
| (4) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 22件 |

です。

報告事項(5)は、1月総会において許可とした法第5条の農地転用1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(閉会午後3時43分)